

令和 2 年 1 0 月

組合員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

標準報酬月額保険者算定の特例の延長について（お知らせ）

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 6 月にご案内いたしました、新型コロナウイルス感染症による休業に伴い、本年 4 月から 7 月までの間に所得が著しく減少した場合における標準報酬月額の保険者算定の特例の取扱いについて、本年 8 月から 12 月までの間も同様の取扱いとするよう厚生労働省から通知がありましたのでお知らせいたします。

（別添「標準報酬月額の保険者算定の特例について」を参照してください。）

（注）前回の特例改定との相違点について

4 月から 7 月までの間に特例で改定された方が、回復（休業状況が解消し支払基礎日数が 17 日以上ある場合）したとき、3 ヶ月経過後に特例改定の等級と 2 等級以上の変動が生じたときに随時改定の対象となりましたが、今回 8 月から 12 月までの間に特例で改定された方が回復された場合は、回復した月（1 ヶ月分）の報酬の総額が特例改定の報酬と 2 等級以上の変動が生じたときに随時改定の対象となり、翌月に改定されることとなります。

◎ 今回のご案内と「申立書」、「同意書」及び、【特例改定リーフレット】、様式「月額変更届 特例改定用」を組合ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

◎ ご不明な点がございましたら健康保険組合（業務課）までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課

TEL : 0 6 - 6 3 8 5 - 2 8 5 1

月額変更届【特例】用
(8~12月を急減月とする場合)

被保険者報酬月額変更届(特例改定用)
令和 2 年 月 日提出
被保険者番号 番~ 番

大阪府電設工業健康保険組合理事長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険及び厚生年金保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて標準報酬月額を改定・決定していただくよう申し立てします。

※ 申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。

以下のすべての項目に該当しています。

- 特例の対象となる被保険者は、以下のいずれかに該当していることを確認しています。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により休業(時間単位の休業を含む。)させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していること。
※ 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
※ 届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。)あることが必要です。
 - 4月又は5月を急減月として「報酬月額の算定の特例」による改定を受けており、8月の報酬の総額が、9月から適用される定時決定で算定される標準報酬月額より2等級以上低いこと。
- 特例の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定・決定すること及び改定・決定内容について、書面により同意を得ています。
※ 届出により保険料が遡及して減額された場合、被保険者へ適切に保険料を返還します。
- 特例の対象となる被保険者について、これまでに8月から12月を急減月とした「報酬月額の算定の特例」による届出を行っていません。
- 特例の対象となる被保険者が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。
- 改定・決定後、休業が回復した月(※)に支給された報酬が、改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、回復した月の翌月に随時改定の届出を行います。
また、そのことについて、特例の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。
※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上ある月をいいます。
- 厚生年金保険においても、同様の特例の手続を行います。

【提出者記入欄】

上記の内容に誤りはありません。

令和 年 月 日提出

事業所記号	—
事業所所在地	〒 —
事業所名称	
事業主氏名	印
電話番号	

- ※ 事業主氏名が自署の場合は、押印は不要です。
- ※ 複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。
- ※ 同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る同意書
(月額変更届【特例】用(8~12月を急減月とする場合・8月報酬による定時決定の場合))

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、下記のとおり、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって標準報酬月額を改定・決定することについて同意します。

記

1 本特例により、下表の報酬月額(※1)に基づき、給与支給月の翌月(以下「改定・決定月」という。)から標準報酬月額が改定・決定され、改定月分から次に改定・決定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。

(※1) 4月・5月を急減月とした特例改定後、8月に支払われた報酬の総額が通常の定時決定と比べて2等級以上低い場合の保険者算定により決定された報酬月額を含む。

(表中の事項は事業主が記載)

給与 支給月	報酬月額			改定・決定 年月 (給与支給月の月)
	通貨による ものの額①	現物による ものの額②	合計(①+②)	
年 月	円	円	円	年 月

※ 届出により保険料が遡及して減額された場合には、事業主から保険料の返還があります。

2 改定・決定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。

3 休業が回復した月(※2)に支給する報酬が、本特例による改定・決定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、回復した月の翌月に月額変更届による届出を行うこととなること。

(※2) 休業が回復した場合とは、実際に報酬を支払った日が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。)ある場合をいいます。

4 本特例による標準報酬月額の改定・決定が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

令和 年 月 日

被保険者氏名 _____ 印 _____

※本人の自署による場合は、押印は不要です。

※ この同意書は、報酬月額の算定の特例の届書に添付する必要はありません。
事業所において、届出日から2年間は保存してください。